

# 2025年度 中野区産業経済融資のご案内

中小企業者の円滑な資金調達を支援します。

中野区産業経済融資は、中野区内の中小企業者が金融機関からの資金を借入れる際に、区のおっ旋を受けることで低利な融資の利用や金利等の補助（利子補給等）が受けられる制度です。

※融資の可否は、金融機関及び信用保証協会の審査により決定します。審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。

## 融資あっ旋申込み・お問合せ先

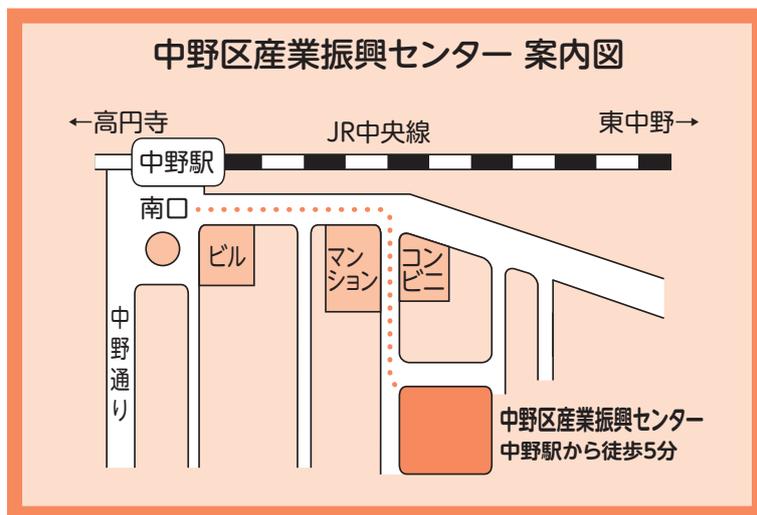
### 中野区産業振興センター 2階 融資受付窓口

電話 03-3380-6947 (直通)

住所 〒164-0001 中野区中野2-13-14

受付時間 平日9時～17時

※中野区産業振興センターでは、融資あっ旋やセーフティネット保証、商工相談等の申込みを受付けています。



中野区役所  
ホームページ  
(中野区産業経済  
融資のご案内)  
はこちらから



# 1. 中野区産業経済融資の種類とあっ旋内容

◇元金均等返済・証書貸付（④・⑤・⑥は手形貸付・手形割引も可）  
 ◇取扱金融機関契約利率 1.9%（⑦・⑧・⑨は、1.8%）

資金の種類		あっ旋限度額	本人負担率	利子補給率	償還期間 (うち据置期間)	保証料 都補助	優遇 措置
一般融資	① 事業資金	5,000万円	1.3%以内	0.6%	7年以内 (6か月以内)	○	○
	② 事業活性化支援資金	3,000万円	0.4%以内	1.5%			
③ IT・DX導入資金	0.2%以内		1.7%				
一般融資	【小口零細企業保証制度対応融資】 小規模企業 特例資金 (中野小口)	2,000万円	0.8%以内	1.1%	7年以内 (1年以内) ※手形貸付は 1年以内 ※手形割引は 6か月以内	○	○
④			0.4%以内	1.5%			
⑤ 事業活性化支援資金 (小口)			0.2%以内	1.7%			
⑥ IT・DX 導入資金 (小口)							
創業融資	⑦ 創業支援資金	2,000万円	0.2%以内	1.6%	7年以内 (1年以内)	○	○
その他の融資	⑧ 災害特別資金	1,000万円	0.2%以内	1.6%	7年以内 (1年以内)	○	×
	⑨ 経営安定支援資金						○
	⑩ 経営改善借換資金	2,000万円	0.4%以内	1.5%			7年以内 (6か月以内)

○ … 要件を満たした場合に該当、× … なし  
 ※①・④・⑦の資金については、借換を含める場合は据置期間なし

## 優遇措置について

左のページの資金（⑧・⑩を除く）を利用するにあたって、次のいずれかに該当する場合、以下のとおり本人負担率を優遇します。

### (1) 区内商店街出店者優遇

◆中野区内の商店街に出店及び加入している事業者

資金の種類			通常要件		居住要件(※)	
			本人負担率	利子補給率	本人負担率	利子補給率
一般融資	①	事業資金	0.8%	1.1%	0.4%	1.5%
	④	小規模企業特例資金(中野小口)	0.4%	1.5%	0.2%	1.7%
特別融資	②	事業活性化支援資金	0.0%	1.9%		
	③	IT・DX導入資金				
	⑤	事業活性化支援資金(小口)				
	⑥	IT・DX導入資金(小口)				
融創資業	⑦	創業支援資金		1.8%		

※住民票等により法人の代表者または個人の中野区内への居住が確認できた場合のみ適用になります。

### (2) ビジネスプランコンテスト入賞者優遇

◆区主催または共催のビジネスプランコンテスト入賞者が入賞したプランを実施することを資金使途としてあつ旋の申込みをする場合  
(当該入賞した日の属する年度及びこれに続く2年度の間にあつ旋の申込みをする場合に限る)

資金の種類		本人負担率	利子補給率
⑦	創業支援資金	0.0%	1.8%

### (3) 5号優遇

◆区市町村からセーフティネット5号の認定を受けてあつ旋の申込みをする場合

資金の種類		本人負担率	利子補給率
⑨	経営安定支援資金	0.0%	1.8%

## 2. 信用保証協会について

「信用保証協会法」に基づく公的機関として、事業経営に取り組んでいる中小企業者が金融機関から融資を受けるとき、保証人となって借入を容易にし、中小企業者の育成を金融の側面から支援する機関です。

※左のページ①～③、⑧の資金の利用にあたっては、信用保証協会の保証(有料)が必要になる場合があります。

※左のページ④～⑦、⑨、⑩の資金の利用にあたっては、信用保証協会の保証(有料)が必須です。

◆東京信用保証協会 新宿支店(担当地域/中野・新宿・杉並)

※担当地域制になっていますので、法人の方は登記上の本店所在地、個人事業者の方は住民登録地を担当する支店での取扱いとなります。

◆所在地：〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル3階

◆電話：03-3344-2251

### 3. ご利用できる方

以下の要件を満たしている方（創業支援資金の利用要件は6ページを参照）

- ①中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者（または、中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号のいずれかに該当する小規模企業者）で、次のいずれかに該当すること。
  - ア 法人の場合：主たる事業所または本店の所在地が区内にあること。
  - イ 個人事業者の場合：主たる事業所または住民登録が区内にあること。※**「主たる事業所」とは、営業の本拠地として本店機能を持った店舗等のことを言います。**
- ②1年以上事業を営んでいること。  
※区内に主たる事業所があることを要件とする場合は、1年以上区内で事業を営んでいること。
- ③次の税目について、納付すべき分をあっ旋の申込みをする日までに完納していること。
  - ア 法人の場合：法人住民税
  - イ 個人事業者の場合：特別区民税及び都民税
- ④資金の使途が適正で、かつ、資金及びその資金に係る利子について十分な償還能力があること。
- ⑤1期以上の法人税または所得税の確定申告を行っていること。  
※収益事業を営んでいないNPO法人の利用である場合を除く。
- ⑥許認可または届出等を必要とする業種を営む場合は、その許認可を受け、または届出等をしていること。
- ⑦東京信用保証協会の保証対象業種に該当すること。
- ⑧現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

業 種	【中小企業者】		【小規模企業者】
	資 本 金	従 業 員 数	従 業 員 数
製 造 業・ 建 設 業 等	3 億 円 以 下	3 0 0 人 以 下	2 0 人 以 下
卸 売 業	1 億 円 以 下	1 0 0 人 以 下	5 人 以 下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	1 0 0 人 以 下	
小 売 業	5,000万円以下	5 0 人 以 下	

### 4. 利子補給について

- ◆区による金利の補助（利子補給）は年4回、金融機関に対して行います。
- ◆区は、融資実行当初の返済計画に基づき利子補給を行います。**返済の延滞や返済条件の変更があった場合でも、当初計算された利子補給額を超える利子補給はいたしません。**  
ただし、一部内入れを行った場合は、一部内入れ後の返済計画に基づき利子補給を行います。

#### ご注意

次のいずれかに該当する場合は、必ず、速やかに金融機関に届出をしてください。

- ◆事業を廃止した。 ◆借受者が死亡した。 ◆相続又は代替わりにより事業承継を行った。
- ◆法人の場合、主たる事業所または本店の所在地を移した。
- ◆個人事業者の場合、主たる事業所または住民登録を移した。
- ◆法人成りまたは個人成りを行った。 ◆商号または屋号を変更した。 ◆法人の代表者を変更した。

※**金融機関への届出の遅れにより、利子補給金に過払いが生じた場合には、金融機関を通じて遡及して利子補給金を返還していただきます。**

## 利子補給の終了事由

次のいずれかに該当する場合は、その事実発生日をもって利子補給を終了します。

- ◆繰上げ完済をした。
- ◆代位弁済となった。
- ◆事業を廃止した。
- ◆借受者が死亡した。
- ◆法人の場合、主たる事業所と本店の所在地の両方が区内に所在しなくなった。
- ◆個人事業者の場合、主たる事業所と住民登録の両方が区内に所在しなくなった。
- ◆商店街出店者優遇を利用している場合、融資のあっ旋を受けた際に出店及び加入していた商店街に属さなくなった。  
※ただし、商店街解散を原因とする場合、または、借受者が引き続き他の商店街に出店及び加入した場合を除く。

## 5. 申込時の注意点及び資金使途について

申込にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ◆資金使途は明確かつ適正であること。  
※資金使途は、設備・運転・設備運転併用・借換（一部の資金に限る）のいずれかです。  
※**資金使途が以下のいずれかに該当する場合は、「中野区産業経済融資」のあっ旋申込みはできません。**
  - ア 生活資金
  - イ 住宅資金
  - ウ 投機資金
  - エ 既往債務の返済  
※中野区産業経済融資における「借換」を資金使途とする場合を除く。
  - オ 税金の納付
  - カ 資本金の充当
  - キ 支払済みの設備資金
- ◆**中野区産業経済融資全体の申込限度額は、借入残額（審査中も含む）を含めて合計5,000万円までです。**
- ◆申込金額、あっ旋金額、実行金額は万円単位（万円未満切捨て）です。
- ◆複数の資金を同時に申し込むことはできません。
- ◆貸付実行前の資金がある場合は申し込むことはできません。
- ◆初回償還日前に同一資金を追加で申し込むことはできません。

## 資金使途

(1) 運転資金：事業を行うために経常的に必要とする資金です。

- (例)
- ◆商品・原材料の仕入れ
  - ◆買掛金・支払手形の決済
  - ◆外注費 ◆人件費 など

(2) 設備資金：機械設備や車両などの購入や、店舗・事務所等の新築・増改築のために必要とする資金です。

- (例)
- ◆店舗・事務所等の新・増改築  
(※申請者本人の居住部分は除きます。)
  - ◆機械・備品等の購入（概ね単価10万円以上）
  - ◆事業用車両の購入 など

(3) 借 換：次の要件を満たす場合、新たに借入れる資金に、現在返済している中野区産業経済融資の資金を借換として含めることができます。(借換先が、経営改善借換資金の場合、同額借換も可)

- (要件) ◆同一金融機関・同一支店の資金であること。  
◆元金の返済を6か月以上継続していること。  
(借換先が経営改善借換資金の場合は除く)

※各資金においては、下表中○の記載がある資金にて借換ができます。

【借換元】	【借換先】	事業資金	小規模企業特例資金	創業支援資金	経営改善借換資金
事業資金 事業活性化支援資金 IT・DX導入資金 災害特別資金 経営安定支援資金		○	-	-	○
小規模企業特例資金(中野小口) 事業活性化支援資金(小口) IT・DX導入資金(小口)		○	○	-	○
創業支援資金		○	-	○	○
経営改善借換資金		○	-	-	-

## 6. 各資金の利用要件

### ①事業資金

資金用途：設備・運転・設備運転併用・(借換)

### ②事業活性化支援資金

対象者：事業の活性化を目的とし、次のいずれかの内容に取り組む事業者

#### (1) 事業承継

※事業承継とは、被承継者の事業資金及び経営権を承継者へ譲渡することをいいます。

- ①5年以内に事業承継を行う具体的計画を策定し、その実行に取り組む
- ②事業承継をした日から5年未満で、事業承継後の経営を安定化させるための具体的計画を策定し、その実行に取り組む

#### (2) 事業転換

※事業転換とは、現在営む事業の廃止または縮小をし、新たな事業(日本標準産業分類に定める細分類に掲げる産業のうち、現在営む事業と異なる事業のこと)に取り組むことをいいます。

- ①1年以内に事業転換を行う具体的計画を策定し、その実行に取り組む
- ②事業転換をした日から1年未満で、事業転換後の経営を安定化させるための具体的計画を策定し、その実行に取り組む

※取り組む新たな事業の売上高が2年以内に全売上高の概ね3分の1以上となる収支計画を含んだ計画を策定する必要があります。

### (3) 事業多角化

※事業多角化とは、現在営む事業を継続し、新たな事業に取り組むことをいいます。

- ① 1年以内に事業多角化を行う具体的計画を策定し、その実行に取り組む
- ② 事業多角化をした日から1年未満で、事業多角化後の経営を安定化させるための具体的計画を策定し、その実行に取り組む

**※取り組む新たな事業の売上高が2年以内に全売上高の概ね1割以上となる収支計画を含んだ計画を策定する必要があります。**

資金使途：設備・運転・設備運転併用

### ③ IT・DX導入資金

対象者：IT・DXの導入に取り組む事業者

資金使途：設備・運転・設備運転併用

**※IT・DX導入にかかる経費に限る（機械装置費・委託費・外注費・クラウド使用料・専門家等依頼経費・デジタル技術取得経費等）**

### ④ 小規模企業特例資金（中野小口）

対象者：中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号のいずれかに該当する小規模事業者

**※この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であることが必要です。**

返済方法：証書貸付、手形貸付（分割または一括）または手形割引（一括のみ）

※上記のいずれについても、極度額設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）を除く。

資金使途：設備・運転・設備運転併用・（借換）

### ⑤ 事業活性化支援資金（小口）

対象者：事業活性化支援資金の対象者及び小規模企業特例資金（中野小口）の対象者

資金使途：設備・運転・設備運転併用

### ⑥ IT・DX導入資金（小口）

対象者：IT・DX導入資金の対象者及び小規模企業特例資金（中野小口）の対象者

資金使途：設備・運転・設備運転併用

### ⑦ 創業支援資金

対象者：以下の要件を満たしている方

#### (1) 共通

- ① 次の税目について、納付すべき分をあっ旋の申込みをする日までに完納していること。
  - ア 法人の場合：法人住民税
  - イ 個人事業者の場合：特別区民税及び都民税
- ② ア 法人の場合：主たる事業所及び本店の所在地が区内にあること。
  - イ 個人事業者の場合：主たる事業所が区内にあること。

- ③ 1期以上の法人税または所得税の確定申告を行っていること。  
※事業を創業して1年未満の者の利用である場合を除く。
- ④ 許認可または届出等を必要とする業種を営む場合は、その許認可を受け、または届出等をしていること。
- ⑤ 東京信用保証協会の保証対象業種に該当すること。

(2) これから創業

- ① 事業を営んでいない個人で、これから区内で創業すること。

(3) 創業5年未満

- ① 事業を営んでいない個人が個人事業者または法人として創業し、創業した日から5年未満であること。
- ② 売上が発生していること。

※以下のいずれかに該当する場合は、「創業支援資金」は利用できません。

- ◆ 既に個人事業者の方が新たに法人を設立する場合
- ◆ 法人の代表者が新たに個人事業を始める場合
- ◆ 法人の代表者が別の法人を設立する（分社化も含む）場合

※「分社化」とは、中小企業者である会社（会社法第2条第1号に該当するもの）が、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立することをいいます。

資金使途：設備・運転・設備運転併用・（借換）

## ⑧ 災害特別資金

対象者：自然災害（地震を除く）や火災により区内の事業所が損失を受けた事業者

資金使途：設備・運転・設備運転併用

## ⑨ 経営安定支援資金

対象者：セーフティネット保証（1号～8号）にかかる区市町村長の認定を受けている事業者（14ページを参照）

資金使途：設備・運転・設備運転併用

## ⑩ 経営改善借換資金

対象者：信用保証協会の保証付きの中野区産業経済融資（経営改善借換資金を除く）の既往債務の借換を目的とする下記のいずれかを満たす事業者

- ① セーフティネット保証（1号～8号）にかかる区市町村長の認定を受けていること。（14ページを参照）
- ② 売上高、又は売上高総利益率、又は売上高営業利益率が前年同期と比較して5%以上減少していること。（最近3か月間の実績と前年同期の比較）

資金使途：借換及び追加の運転・設備

## 7. 中野区の利子補給と東京都の信用保証料補助の併用

- ◆中野区産業経済融資のあっ旋を受けた方で、次に挙げる東京都中小企業制度融資の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。
- ◆併用する場合は、(1)以降の要件を満たし、**都制度融資として信用保証協会へ保証申込み**をしていただく必要があります。(※別途書類が必要となる場合があります。)

中野区産業経済融資 (区制度融資)	東京都中小企業制度融資 (都制度融資：略称)	保証料補助率
事業資金	設備融資（設備投資）	2 / 3
IT・DX導入資金		
事業活性化支援資金 ※「事業承継」に限る	事業承継融資（承継一般）	
小規模企業特例資金（中野小口）	小規模事業融資（小口）	1 / 2
事業活性化支援資金（小口）		
IT・DX導入資金（小口）		
創業支援資金	創業融資（創業）	2 / 3
災害特別資金	経営安定融資（経営一般）	1 / 2
経営安定支援資金	経営安定融資（経営セーフ）	
経営改善借換資金	借換融資（特別借換）	

### (1) 事業資金、IT・DX導入資金

①設備資金に付随する運転資金・設備資金であること

※事業の実施に必要な設備の導入、増強、改良、補修等を行うもの、または建物の改修、建替等を行うものに限ります。

②以下の返済期間を満たすこと

ア 責任共有制度対象：3年超7年以内

イ 責任共有制度対象外：5年超7年以内

※返済期間が3年以内（責任共有制度対象）の場合、または5年以内（責任共有制度対象外）の場合は、都制度融資「設備融資（設備投資）」に定める金利以下で貸付を受ける場合に限ります。

### (2) 事業活性化支援資金

①取り組む内容が「事業承継」であること

②以下の返済期間を満たすこと

ア 責任共有制度対象：3年超7年以内

イ 責任共有制度対象外：5年超7年以内

※返済期間が3年以内（責任共有制度対象）の場合、または5年以内（責任共有制度対象外）の場合は、都制度融資「事業承継融資（承継一般）」に定める金利以下で貸付を受ける場合に限ります。

### (3) 創業支援資金

以下の返済期間を満たすこと

ア 責任共有制度対象：7年以内

イ 責任共有制度対象外：5年超7年以内

※返済期間が5年以内（責任共有制度対象外）の場合は、都制度融資「創業融資（創業）」に定める金利以下で貸付を受ける場合に限ります。

#### (4) 災害特別資金

①小規模企業者であること

②以下の返済期間を満たすこと

ア 責任共有制度対象：7年以内

イ 責任共有制度対象外：5年超7年以内

※返済期間が5年以内（責任共有制度対象外）の場合は、都制度融資「経営安定融資（経営一般）」に定める金利以下で貸付を受ける場合に限りです。

#### (5) 経営安定支援資金

①小規模企業者であること

②以下の返済期間を満たすこと

ア 責任共有制度対象：7年以内

イ 責任共有制度対象外：5年超7年以内

※返済期間が5年以内（責任共有制度対象外）の場合は、都制度融資「経営安定融資（経営セーフ）」に定める金利以下で貸付を受ける場合に限りです。

#### (6) 経営改善借換資金

①小規模企業者であること

②設備資金を含まないこと

## 8. 創業支援資金に対する信用保証料補助について

創業支援資金において中野区による信用保証料の独自補助を行います。信用保証料の総額1/3を区が補助することで、東京都の補助する2/3の補助と併せて、事業者の保証料負担が実質0になります。※詳細については、右記中野区ホームページにてご確認ください。



利用要件：以下の要件を満たしている方

- (1) 中野区産業経済融資における創業支援資金のあっ旋申込を行った事業者
- (2) 東京信用保証協会に対して現に信用保証料の支払いを行い、金融機関から融資を受けた事業者

必要書類：(1) 中野区信用保証料補助金交付申請書

- (2) 中野区信用保証料補助金交付請求書兼口座振替依頼書
- (3) 信用保証書の写し、または信用保証決定のお知らせ（東京信用保証協会が発行したもの）

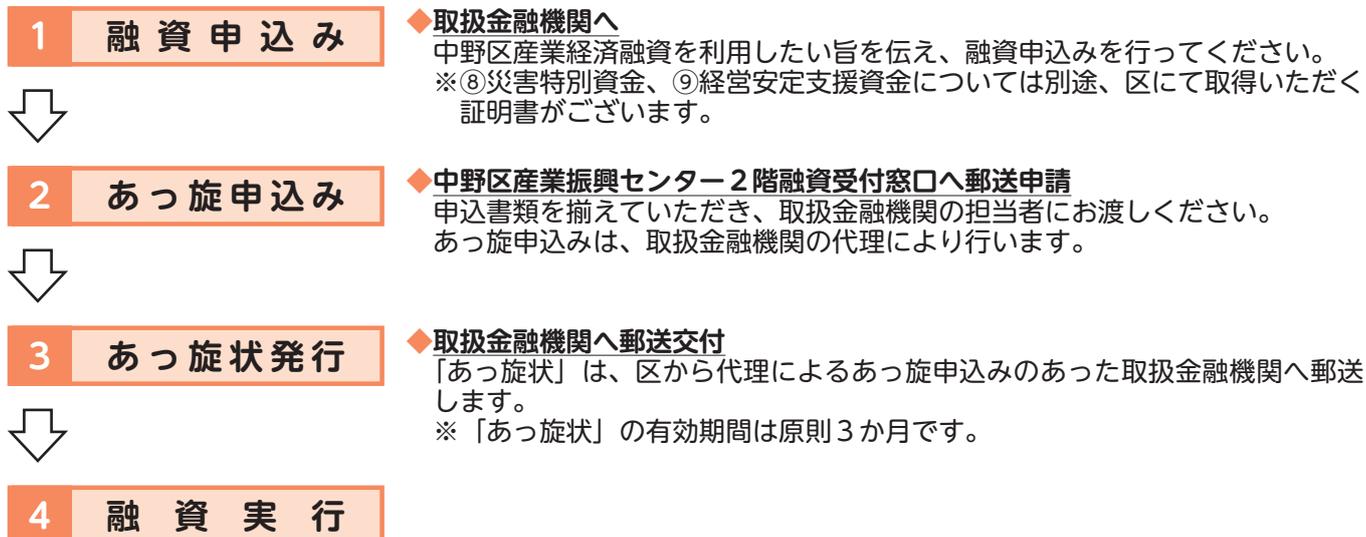
※申請期限は融資実行日から6カ月以内になりますので、お早めにご申請ください。

## 9. 手続のながれ

- ◆「一般融資」及び「その他の融資」のあっ旋申込みにあたっては、原則、取扱金融機関の代理による郵送申請とします。
- ◆「特別融資」の各資金及び「創業支援資金」の融資あっ旋の申込手続きにおいては、あっ旋申込み（受付を含む。）や「融資相談」・「創業相談」を金融機関等の代理により行うことはできません。
- ◆取扱金融機関の代理により申込む場合は、委任状及び本人確認書類が必要です。

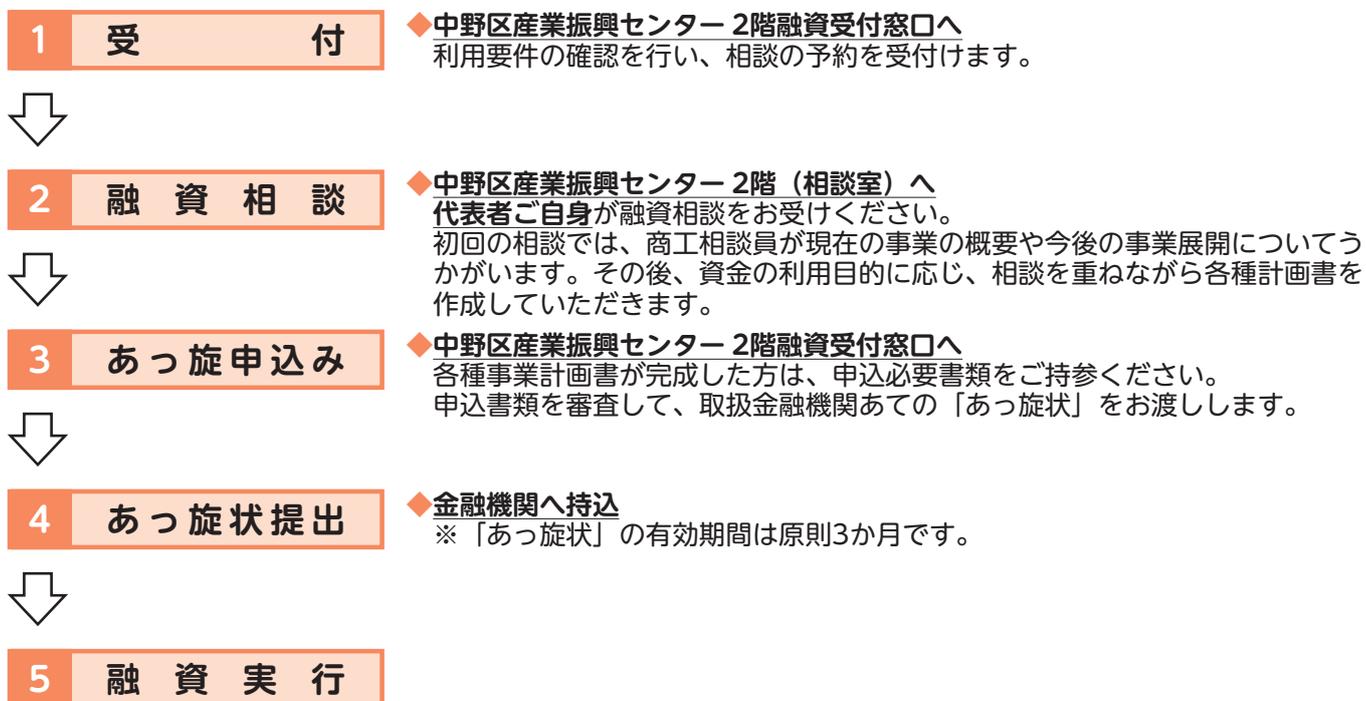
## 「一般融資」及び「その他の融資」手続のながれ

- ◆「一般融資（①事業資金、④小規模企業特例資金（中野小口）」及び「その他の融資（⑧災害特別資金、⑨経営安定支援資金）、⑩経営改善借換資金」のあっ旋申込みのながれです。
- ◆⑩経営改善借換資金については、事前に商工相談員との面談を行い、別途「事業計画書」を作成していただきます。



## 「特別融資」手続のながれ

- ◆特別融資の「②事業活性化支援資金（⑤小口含む。）」と「③IT・DX導入資金（⑥小口含む。）」のあっ旋申込みのながれです。
- ※申込みにあたり、事前に商工相談員と面談を行い、各種計画書を作成していただきます。



## 「創業融資」 手続のながれ

◆「⑦創業支援資金」のあっ旋申込みのながれです。

※申込みにあたり、事前に商工相談員と面談を行い、「創業計画書」を作成していただきます。

### 1 受 付

◆中野区産業振興センター 2階融資受付窓口へ

利用要件の確認を行い、相談の予約を受付けます。



### 2 創 業 相 談

◆中野区産業振興センター 2階（相談室）へ

代表者ご自身が創業相談をお受けください。

初回の相談では、商工相談員が創業の動機やこれまでの経験等についてうかがいます。

その後、資金の利用目的に応じ、相談を重ねながら「創業計画書」を作成していただきます。



### 3 あっ旋申込み

◆中野区産業振興センター 2階融資受付窓口へ

「創業計画書」が完成した方は、申込必要書類をご持参ください。

申込書類を審査して、取扱金融機関あての「あっ旋状」をお渡しします。



### 4 あっ旋状提出

◆金融機関へ持込

※「あっ旋状」の有効期間は原則3か月です。



### 5 融 資 実 行

◆区への信用保証料補助金の申請（利用要件は9ページを参照）

※補助金の申請期限は融資実行日から6ヶ月以内です。

## 10. 申込書類

共通	
(1)	◆中野区産業経済融資資金あっ旋申込書（所定用紙）
(2)	◆見積書のコピー ※設備資金申込みの場合 ※「特別融資」及び「創業支援資金」及び「災害特別資金」を利用する場合は、設置先や施工先（区内に限る）の記載があるもの
(3)	法人 ◆直近の法人都民税納税証明書（事業年度終了日から3か月以上経過した最新年度分）
	個人 区内在住 ◆特別区民税及び都民税納税証明書
	個人 区外在住 ◆特別区民税及び都民税（事務所・事業所分）納税証明書 ※非課税の方は非課税証明書 ※13ページの納期対応表に記載する税目の納付が確認できるもの
(4)	法人 ◆直近の法人税確定申告書（別表1のみ）・決算書（決算報告書のみ）のコピー
	個人 ◆直近の所得税確定申告書（第1表のみ）・青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表のみ）または収支内訳書（1枚目のみ）のコピー ※個人番号部分にマスキング処理（黒く塗りつぶす等）を施した状態で提出してください。
(5)	法人 ◆履歴事項全部証明書のコピー ※発行後3か月以内のものに限る。
	個人 ◆個人事業の開業・廃業等届出書のコピー（「これから創業」の場合を除く） ※個人番号部分にマスキング処理（黒く塗りつぶす等）を施した状態で提出してください。
(6)	◆商店街加入証明書（所定様式）【「商店街出店者優遇」利用の場合のみ】 ※上記により難しい場合は、直近の商店会費の領収書等の写し ※領収書等は、申請日の属する月または前月分まで有効
(7)	◆住民票の写し（区内商店街出展者優遇の居住要件を利用する場合のみ） ※発行後3か月以内のものに限る。
特別融資	
(1)	以下のいずれかに該当するもの ◆事業活性化計画書（所定様式） ◆IT・DX導入事業計画書（所定様式）
(2)	◆法人税または所得税の確定申告書・決算書 ※過去3期分の控え（過去2期分については、相談後にお返しします。）
(3)	法人 ◆決算期から直近月までの月別試算表 ※決算後6ヶ月以上経過している場合（相談後にお返しします。）
創業融資	
(1)	◆創業計画書（所定様式）
その他の融資	
(1)	◆官公庁の発行する罹災証明書のコピー ※「災害特別資金」利用の場合のみ
(2)	◆区市町村長の発行したセーフティネット認定書のコピー ※「経営安定支援資金」利用の場合、「経営改善借換資金」利用で該当の場合 ※セーフティネット保証（1号～8号）にかかる認定のものに限る。（14ページを参照） ※有効期限内のものに限る。
(3)	◆借換事業計画書（所定様式） ※「経営改善借換資金」利用の場合のみ

## ご注意

- ①納税証明書について、区が指定する税目や年度分の確認できる証明書が発行されない方は、ご相談ください。
- ②12ページに示す申込書類の他に、必要に応じて追加で書類を提出していただく場合があります。特に、「主たる事業所」のみが区内にあることをもって融資あっ旋申込みを行う場合に当たっては、「主たる事業所」が1年以上区内にあることがわかる書類を別途ご提出いただく必要があります。

(例) 法人設置・設立届出書の写し、異動届出書の写し ※「主たる事業所」所在地の記載があるもの

### 【納期対応表】

普通徴収の方		特別徴収の方	
申込月	必要な証明内容	申込月	必要な証明内容
4月～7月	令和6年度全期分	4月～7月	令和6年度の 申込月の前月の納期限分まで
8月～9月	令和7年度1期分		
10月～11月	令和7年度1～2期分	8月～3月	令和7年度の 申込月の前月の納期限分まで
12月～2月	令和7年度1～3期分		
3月	令和7年度全期分		

## 11. その他の経営支援

### マル経融資に対する利子補給

株式会社日本政策金融公庫が実施する「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」の融資を受けた小規模事業者に対して、支払った利子の一部を補助します。

利用要件：以下の要件を満たしている方

- (1) マル経融資を受け、利子の支払いを行っていること
- (2) ア 法人の場合：本店の所在地または主たる事業所が区内にあること  
イ 個人事業者の場合：住民登録または主たる事業所が区内にあること

補助率：東京商工会議所の会員か非会員かで補助率が異なります。

ア 会員の場合：支払った利子の100%

イ 非会員の場合：支払った利子の50%

補助期間：初回の利子支払日の属する月から起算して36か月

申請手続き：①中野区ホームページより申請してください。また、東京商工会議所への加入状況を確認するため、当該年度の会費の支払状況が分かるもの（通帳の写し等）もご提出ください。

※中野区ホームページよりダウンロードした申請書類を、中野区区民部産業振興課中小企業支援係までメール、郵送または窓口（区役所8階）にご持参いただくことも可能です。

※申請期間は、4月1日～12月26日（必着）です。

②ご提出された申請書類を審査し、3月中に交付または不交付の通知をします。

③3月下旬ごろに、指定された口座に利子補給金を振込みます。

お問合せ先：〒164-8501

中野区区民部産業振興課中小企業支援係（電話：03-3228-8729）



## セーフティネット保証の認定

取引先企業等の倒産、災害等の突発的事由、取引先金融機関の破綻等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者について、資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が保証限度額の別枠化を行う国の保証制度です。

制度の詳細については、中小企業庁のホームページをご覧ください。  
([https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.html](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.html))



利用要件：区市町村長の認定を受けること

※認定の申請先は、次のとおりです。

ア 法人の場合：登記上の住所または事業実態のある事業所の所在地の区市町村

イ 個人事業者の場合：事業実態のある事業所の所在地の区市町村

申請手続き：①中野区産業振興センター 2階融資受付窓口にて認定審査の事前予約を行ってください。

事前予約は、お電話（03-3380-6947）か直接窓口にて行ってください。

なお、事前予約の際に、認定要件の確認と申請書類の案内を行います。

②ご予約日までに申請書類をご準備ください。

申請書類の一部につきましては、中野区ホームページよりダウンロードしてください。

③ご予約の日時になりましたら、申請書類をご持参のうえ、中野区産業振興センター 2階（相談室）にて認定審査を受けてください。

④認定審査を行った日から2・3営業日後を目安に、**原則郵送**にて、認定書を交付します。

⑤交付された認定書を金融機関または信用保証協会へご持参ください。

備考：◆上記申請手続きは、**金融機関**による代行申請も可能です。

ただし、金融機関による代行申請の場合は、申込書類に加えて**委任状**と**本人確認書類**が必要です。

※代行申請については、右記中野区ホームページにてご確認ください。

◆セーフティネット保証5号については、金融機関による代行申請の場合に限り、郵送申請が可能です。

※金融機関による代行申請の場合、上記の申請手続き③の認定審査は省略となります。



## 12. 取扱金融機関一覧

◆ 「中野区産業経済融資」の取扱金融機関は、下表のとおりです。

金融機関名	店名	電話番号	金融機関名	店名	電話番号
みずほ銀行	高田馬場支店	法人営業オフィス 6632-1051	西京信用金庫	東中野支店	3369-6151
	沼袋支店			富士見台支店	3990-1161
	鷺宮支店			西新宿支店	3374-4300
	中野坂上支店			沼袋支店	3387-8171
	高円寺支店			野方支店	3338-6111
	中野北口支店			鷺宮支店	3339-2221
	中野支店			本店	3384-3775
三菱UFJ銀行	中野駅南口支店	3383-0178	西武信用金庫	鷺宮支店	3330-2321
	中野駅前支店			本町通支店	3362-1231
三井住友銀行	中野支店	新宿西法人エリア 3347-2631		中野北口支店	3387-5161
	下井草支店			薬師駅前支店	3386-2181
	中野坂上支店			阿佐ヶ谷支店	3337-3221
りそな銀行	中野支店	3381-7266		東中野支店	3368-0171
	新都心営業部	5323-3351		新江古田支店	5988-5651
きらぼし銀行	中野支店	5913-9012		幡ヶ谷支店	3376-3321
	笹塚支店	3376-6211		下井草支店	3394-2311
	高円寺支店	3312-8301		城南信用金庫	中野支店
	幡ヶ谷支店	3379-2411	高円寺支店		3330-3211
山梨中央銀行	荻窪支店	3331-0101	東京信用金庫	中井駅前支店	3361-4185
阿波銀行	代々木支店	5315-0664		中野坂上支店	3363-6121
東日本銀行	中野支店	3351-6101		中村橋支店	3999-5101
興産信用金庫	中野支店	3387-5151		下井草支店	3396-7351
さわやか信用金庫	新宿西支店	3376-9111		東長崎支店	3952-3151
東京シティ信用金庫	野方支店	3330-6211	城北信用金庫	落合支店	3954-1151
	中野支店	3372-5421	巣鴨信用金庫	江古田支店	3951-1121
芝信用金庫	沼袋支店	3389-2411		中野支店	3319-2411
東京東信用金庫	江古田支店	3952-1236	全東栄信用組合	渋谷本町支店	3372-5411
東京三協信用金庫	鷺宮支店	3999-2411	東京厚生信用組合	本店	3342-2411
	西落合支店	5996-2711	大東京信用組合	高円寺支店	3318-1111
西京信用金庫	中野支店	3383-2511		堀ノ内支店	3311-1141
	阿佐谷支店	3312-8111		富士見台支店	3999-7163
	南中野支店	3381-8176	第一勧業信用組合	中野新橋支店	3372-2121

このパンフレット掲載の情報は、2025年4月時点のものです。